

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 8 年 5 月 26 日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
マスカット内科クリニック	岡山市北区菅野四二八三	令和 八年 七月 一日
古賀眼科	津山市志戸部六五二一	〃
頼実耳鼻咽喉科医院	備前市西片上一五九	〃
赤磐市国民健康保険熊山診療所	赤磐市松木六二二番地四	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。  
令和 8 年 5 月 26 日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ちはら歯科クリニック	岡山市北区今六一八一ー一	令和 八年 七月 一日
三浦歯科	岡山市北区船頭町一〇	〃 十八日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 8 年 5 月 26 日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
虹いろ薬局 西大寺店	岡山市東区西大寺中一〇一五	令和 八年 七月 一日
マスクット薬局一宮店	岡山市北区一宮三四一	〃
つばさ薬局	岡山市中区浜六二一	〃 二十二日
株式会社 服部薬局 志戸部店	津山市志戸部六五一六	〃 一日
向陽薬局	津山市二宮五一一五	〃 十四日
コスモス薬局 宇野店	玉野市宇野一五一二五	〃 一日
すさい薬局	赤磐市周匝七二八一四	〃 五日